**提出書類一覧**

**(通所リハビリテーション·介護予防通所リハビリテーション)**

* **これらの要件は令和６年6月１日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合**

**は、要件の内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

**１　施設等区分(通所リハビリテーション)**

|  |  |
| --- | --- |
| **区　　分** | **基　　準** |
| **通常規模型** | イ　通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準(1) 前年度の１月当たりの平均利用延人員数（※一体的に事業を実施している指定介護予防通所リハビリテーションの数を含む。以下同じ）が７５０人以内(2) 指定居宅サービス基準112条に定める設備に関する基準に適合 |
| **大規模型（Ⅰ）** | ロ　大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準(1) イ(1)に該当しない事業所であって、前年度の１月当たりの平均利用延人員数が９００人以内(2) 指定居宅サービス基準112条に定める設備に関する基準に適合 |
| **大規模型（Ⅱ）** | ハ　大規模型通所リハビリテーション(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない⇒前年度の１月当たりの平均利用延人員数が９００人超(2) 指定居宅サービス基準112条に定める設備に関する基準に適合 |
| **解　釈　通　知** |
| (6) 平均利用延人員数の取扱い①　事業所規模による区分については、施設基準第97 号イに基づき、前年度の１月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の１月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。②　平均利用延人員数の計算に当たっては、１時間以上２時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の１を乗じて得た数とし、２時間以上３時間未満の報酬を算定している利用者及び３時間以上４時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者及び５時間以上６時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が２時間未満の利用者については、利用者数に４分の１を乗じて得た数とし、２時間以上四時間未満の利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、利用時間が４時間以上６時間未満の利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。③　前年度の実績が６月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の91%に予定される１月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。④　毎年度３月31日時点において、事業を実施している事業者であって、４月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(３月を除く。)の１月当たりの平均利用延人員数とする。 |

※定員を概ね25%以上変更する場合は、定員変更の届出の他に規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要かどうかは「通所リハビリテーションの算定区分確認表」で確認してください。

**２　加　算**

| **項　　目** | **必　要　書　類** |
| --- | --- |
| **時間延長サービス体制**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③運営規程 |
| **リハビリテーション提供体制加算**（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③資格者証（写）（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士分）（未提出分）④勤務体制･勤務形態一覧表(算定日から4週間分·従業者全員分で作成)（参考様式1） |
| **入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③運営規程④平面図･写真（浴室部分の状況がわかるもの） |
| **リハビリテーションマネジメント加算(イ) (ロ) (ハ)**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明** (通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③資格者証（写）（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士分）（未提出分）④勤務体制･勤務形態一覧表(算定日から4週間分·従業者全員分で作成)（参考様式1）※加算Ⅱの場合、リハビリテーションマネジメント加算(Ａ)イ又はロ若しくは(Ｂ)イ又はロのいずれかを算定していること |
| **生活行為向上リハビリテーション実施加算**（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）※通所リハビリテーションの場合、リハビリテーションマネジメント加算(Ａ)イ又はロ若しくは(Ｂ)イ又はロのいずれかを算定していること |
| **若年性認知症利用者受入加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **栄養アセスメント・栄養改善加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）④資格者証（写）（管理栄養士）（未提出分）⑤勤務体制･勤務形態一覧表(算定日から4週間分·従業者全員分で作成)（参考様式1） |
| **口腔機能向上加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）④資格者証（写）（言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員）（未提出分）⑤勤務体制･勤務形態一覧表(算定日から4週間分·従業者全員分で作成)（参考様式1） |
| **中重度者ケア体制加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③資格者証（写）（看護職員）（未提出分）④勤務体制･勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分·従業者全員分で作成)（参考様式１）⑤中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22）⑥利用者の割合に関する計算書（別紙22-2） |
| **科学的介護推進体制加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **移行支援加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所における移行支援加算に係る届出（別紙24） |
| **サービス提供体制強化加算****（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙14-3)④サービス提供体制強化加算人員要件確認表（参考様式） |
| **運動器機能向上加算**(介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）③資格者証（写） （未提出分）④勤務体制･勤務形態一覧表(算定日から4週間分·従業者全員分で作成)（参考様式１） |
| **介護職員等処遇改善加算**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）◆[**介護職員等処遇改善計画書一式又は介護職員等処遇改善計画書変更届**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625.html#ktop6) |
| **職員の欠員による減算の状況****（**通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ**）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **高齢者虐待防止措置実施の有無**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **業務継続計画策定の有無**(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **リハビリテーションマネジメント加算に係る医師の説明****（**通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ**）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **一体的サービス提供加算****（**介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ**）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |
| **LIFEへの登録****(通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ･介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ） |

**３　算定要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **基準** | **解釈通知** |
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001　老振発0317001　老老発0317001） |